

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成18年 2月 第2回訂正分)

株式会社誠建設工業

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける発行価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年2月9日に近畿財務局長に提出し、平成18年2月10日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成18年1月18日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年2月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,100株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,000株(引受人の買取引受による売出し1,500株・オーバーアロットメントによる売出し500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項がブックビルディングの結果、平成18年2月9日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

- 2 当社は、上記のとおり普通株式2,100株の新株式発行を決議しておりますが、これとは別に平成18年1月18日開催の取締役会において、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による普通株式500株の新株式発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。ただし、日興シティグループ証券株式会社は、(注)3に記載のシンジケートカバー取引が行われた場合、当該オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から当該シンジケートカバー取引により取得した株式数を控除した株式数についてのみ、(注)3に記載のグリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行が全く行われない場合があります。
- 3 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式数2,100株の募集及び引受人の買取引受による1,500株の売出しを行いますが、その需要状況を勘案した結果、当該引受人の買取引受による売出しとは別に日興シティグループ証券株式会社~~が~~当社株主である小島俊雄より借り入れる当社普通株式500株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行いません。

これに関連して、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下「上限株数」という。)に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、平成18年3月16日行使期限として付与しております。

また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である小島俊雄から借り入れる株式の返還を目的として、上場予定日(平成18年2月17日)から平成18年3月16日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株数の範囲内で、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買付けた株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2 【募集の方法】

平成18年2月9日に決定された引受価額(165,600円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(180,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

(欄外注記の訂正)

(注)5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「180,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「165,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)3」を「1株につき180,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 公募増資等の価格の決定に当たりましては、160,000円以上180,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数の上限4,100株(募集株式数2,100株、引受人の買取引受による売出株式数1,500株及びオーバーアロットメントによる売出株式数の上限500株)を十分に上回る状況であったこと

② 申告された需要件数が多数にわたっていたこと

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、180,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は165,600円と決定いたしました。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(180,000円)と平成18年2月1日に公告した発行価額(136,000円)及び平成18年2月9日に決定した引受価額(165,600円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき165,600円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

6 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

(欄内の数値の訂正)

「引受けの条件」の欄：

2 引受人は新株式払込金として、平成18年2月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき165,600円)を払込むことといたします。

3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき14,400円)の総額は引受人の手取金となります。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 上記引受人と平成18年2月9日に元引受契約を締結いたしました。

2 引受人は、当社の従業員持株会に対して、引受株式数のうち27株を販売いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち40株について、全国の証券会社に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「328,440,000」を「347,760,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「315,440,000」を「334,760,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
2 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額334,760千円については本募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算上限81,800千円と合わせ、住宅展示場の建築、販売店舗の新設等の設備投資資金90,000千円、借入金返済額326,560千円に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成18年2月9日に決定された引受価額(165,600円)にて引受人は下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格180,000円)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「255,000,000」を「270,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「255,000,000」を「270,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 3 「第1 募集要項 1 新規発行株式」、「2 募集の方法」及び「3 募集の条件」に記載の募集並びに本売出しにおいては、新規発行株式2,100株の募集及び引受人の買取引受による1,500株の売出しを行いますが、その需要状況を勘案した結果、本売出しとは別に日興シティグループ証券株式会社が当社株主である小島俊雄より借り入れる当社普通株式500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

なお、上記内容に関しましては、「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3をご参照ください。

- 4 本売出しの主幹事会社は日興シティグループ証券株式会社であります。本売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては「第一部 証券情報 第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ロックアップについて」の項をご参照ください。

(注) 3、4の全文削除及び5、6の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1、2」を「180,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「165,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき180,000」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社及びその委託販売先証券会社の全国の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3 売出株式は、全株を引受人が引受価額にて買取ることとし、平成18年2月9日に元引受契約を締結いたしました。

元引受契約の内容

引受株数 日興シティグループ証券株式会社 1,500株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき14,400円)の総額は引受人の手取金となります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「500(注)3」を「500(注)2」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「85,000,000」を「90,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「85,000,000」を「90,000,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 2 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項 1 新規発行株式」、「2 募集の方法」及び「3 募集の条件」に記載の募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が行う売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である小島俊雄より借り入れる株式であります。

なお、上記内容に関しましては、「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)3をご参照ください。

(注)2の全文削除及び3の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「180,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき180,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1 上記売出価格及び申込証拠金については、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定された売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたしました。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出しについて

「第1 募集要項 1 新規発行株式」、「2 募集の方法」及び「3 募集の条件」に記載の募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式2,100株の募集及び引受人の買取引受による1,500株の売出しを行いますが、その需要状況を勘案した結果、当該引受人の買取引受による売出しとは別に日興シティグループ証券株式会社が当社株主である小島俊雄より借り入れる当社普通株式500株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。

これに関連して、当社は普通株式2,100株の新規発行の決議とは別に平成18年1月18日開催の取締役会において、日興シティグループ証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。併せて、当社は日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下「上限株数」という。)として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を平成18年3月16日を行使期限として付与しております。

また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である小島俊雄から借り入れる株式の返還を目的として、上場予定日(平成18年2月17日)から平成18年3月16日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株数の範囲内で、株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。日興シティグループ証券株式会社は、シンジケートカバー取引が行われた場合、オーバーアロットメントによる売出しが行われた株式数からシンジケートカバー取引により取得した株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。従って、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する又は発行が全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。